

臨時休日窓口を開設します



年度末や年度初めは転入や転出などの手続きで、窓口が大変混雑します。
仕事などで平日に手続きできない人への対応や窓口の混雑緩和のため、臨時窓口を開設します。

と き 3月26日（土）・4月3日（日）の午前9時～正午

ところ 役場各窓口
(新型コロナワクチン関係の手続きも役場1階臨時窓口で行います)

★マークのついている業務は、住民異動に伴う手続きに限定しています

問い合わせ	取り扱い業務
住民課 ☎0561・56・0731	★住民異動（東郷町への転入、町内転居、町外への転出、世帯変更など）の手続き ※他市町村への確認が必要な異動、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用した特例の転入は除きます。 ・印鑑登録の申請 ・住民票（広域交付を除く）、印鑑証明書、戸籍謄抄本などの各種証明書発行 ・マイナンバーカードに関する手続き
保険医療課 ☎0561・56・0738	★国民健康保険の資格取得、喪失、変更の手続き ★後期高齢者医療保険の手続き ★子ども医療、障害者医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療、精神障がい者医療、自立支援医療の各種申請 ※その他機関への確認が必要となる場合は、取り扱いできないことがあります。
高齢者支援課 ☎0561・56・0735	★介護保険の資格取得、喪失、変更の手続き（手続きは保険医療課窓口で行います。）
福祉課 ☎0561・56・0732	★障害者手帳、障がい者手当の手続き
学校教育課 ☎0561・56・0752	★転校、保護者変更の手続き
ワクチン接種対策室 ☎0561・39・0122	★新型コロナワクチンの接種券発行の手続き ※転入の場合のみ

国民健康保険の届け出

◎問い合わせ 保険医療課 国保年金係
☎0561・56・0738

下表の対象に当てはまる人は、**必ず14日以内**に届け出をしてください。

国保に加入する
届け出が遅れると

- 届け出日の前日まで保険給付が受けられません。
- 保険税を、国保の資格が生じた月までさかのぼって納めることになります。



国保を
やめるとき

- 転出や、職場の健康保険に加入したときは、役場に届け出て、保険証を返還してください。
- 国保の資格がない保険証で診療を受けた場合、後日、医療費などを返還してもらいます。

対 象	持 ち 物
加 入	他市区町村から転入してきた人
	職場の健康保険をやめた人
	子どもが生まれた人
	生活保護を受けなくなった人
喪 失	他市区町村に転出する人
	職場の健康保険に入った人
	職場の健康保険の被扶養者になった人
	国保の被保険者が死亡した人
そ の 他	生活保護を受け始めた人
	町内で住所が変わった人 世帯主や氏名が変わった人
	世帯を分けた・一緒にした人
	修学のため、別に住所を定める人
	保険証を紛失した人

※マイナンバー（個人番号）カードを持っていない人は、身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。

※外国人で、3カ月を超えて日本に滞在することが見込まれる人は、加入時にそれを証明するもの（在留カードなど）が必要です。
また、パスポートの提示が必要な場合もあります。